



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

（取扱課室名） ページ

○ 告示

857	指定障害児通所支援事業者の廃止	（障害福祉課）	1
858	〃	（ 〃 ）	1
859	〃	（ 〃 ）	2
860	指定障害福祉サービス事業者の廃止	（ 〃 ）	2
861	指定障害福祉サービス事業者の指定	（ 〃 ）	2
862	救急病院の認定	（医務課）	2
863	特定農業用ため池の指定の解除	（農業農村整備課）	2
864	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	（森林整備課）	3

○ 公告

	漁船及びその所有者の所在を尋ねる公告	（資源管理課）	3
--	--------------------	---------	---

○ 正誤

	令和7年10月17日付け和歌山県報第660号目次中		4
--	---------------------------	--	---

告 示

和歌山県告示第857号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年11月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援 の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3051400 061	エトワル	海南市船尾438	児童発達支援 放課後等デイサー ビス	社会福祉法人あ おい会	和歌山市今福二丁目 9-35	令和 7.10.31

和歌山県告示第858号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年11月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援 の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3051000 051	児童デイサービ スこまどり	橋本市高野口町名 倉1017-1	児童発達支援	社会福祉法人和 歌山県福祉事業 団	西牟婁郡上富田町岩 田2456-1	令和 7.10.31

和歌山県告示第859号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年11月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援 の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3051700 130	児童デイサービス きらり	紀の川市粉河681-4	児童発達支援	社会福祉法人和 歌山県福祉事業 団	西牟婁郡上富田町岩 田2456-1	令和 7.10.31

和歌山県告示第860号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年11月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3012200 261	ケアセンター ひまわり	田辺市高雄三丁目8 番17号	重度訪問介護	有限会社三幸	田辺市高雄三丁目8 番18号	令和 7. 10. 31

和歌山県告示第861号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年11月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3011000 274	あるページお	橋本市市脇一丁 目66番1号	就労選択支援	精神障害者 知的障害者	社会福祉法人 筭憩会	橋本市市脇一丁 目66番1号	令和 7. 11. 1

和歌山県告示第862号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和7年11月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 名称 誠佑記念病院
- 2 所在地 和歌山市西田井391番地
- 3 有効期限 令和10年11月3日

和歌山県告示第863号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定による特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和7年11月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

名称	所在地	解除年月日
境松池	日高郡印南町大字印南原字境松1427-1	令和7年11月4日
山谷池（印南原）	日高郡印南町大字印南原字山谷4687-2	令和7年11月4日
滝谷池	日高郡印南町大字島田字滝ノ岡3211-93	令和7年11月4日
尾路垣内池	日高郡印南町大字島田字下廣芝1866-1	令和7年11月4日
夏見池	日高郡印南町大字印南原字隠野265-1	令和7年11月4日

和歌山県告示第864号

令和7年農林水産省告示第1368号（以下「告示第1368号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年11月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 所在が不分明である通知の相手方

栗山恵子
坂本成三
城守
惣坊馬作
栗山フサエ
栗山雅裕
水本高
竹本時男
有本務
津田清文
滝徹也
駒田万利子
大川内知子
鈴木久見子
栗山善市

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1368号のとおり

公 告

漁船及びその所有者の所在を尋ねる公告

下記登録漁船及び所有者の所在を尋ねる。令和8年2月4日までに和歌山県農林水産部水産局資源管理課に連絡がないときは、漁船法（昭和25年法律第178号）第18条第1項第3号の場合に該当することとなり、同項の規定により、下記漁船の登録は失効する。

令和7年11月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

記

漁 船 登 録 番 号	船 名	所 有 者
WK6-55	あい丸	丸山杉夫
WK6-60	紀の川丸	丸山杉夫
WK6-85	あや丸	丸山杉夫
WK6-86	杉丸	丸山杉夫
WK3-17935	滝丸	滝本光雄
WK3-18315	大古久丸	戸田政治
WK3-20445	文丸	西靖彦
WK3-21409	第一みさ丸	梓谷利清
WK3-15619	春幸丸	野尻春男
WK3-21607	第二一久丸	堀口久志
WK3-21672	稻生丸	稻生薫
WK3-18188	松丸	有本理香
WK3-15618	美紀丸	小川正博
WK3-20028	勝丸	松浦文治
WK3-21410	第15勝丸	野呂勝利
WK3-24401	隼丸	浅利宣利
WK3-21156	乃庵	五寫泰聖
WK3-21696	貴洋丸	松下修
WK3-20489	錦丸	西政名
WK3-19181	紀州丸	畑伸也
WK2-2576	晃昇丸	和田豊

正 誤

正 誤

令和7年10月17日付け和歌山県報第660号目次中

ページ	誤	正
1	農業農村整備課	農林水産振興課